

〔倭訓栞前編七〕きみ 神代紀に君主公侯王、皇代紀に元首等をよみ、古事記に夫子もよめり、諸冊

二尊の名を合せたる義也といへり、略○中 君かばねあり、後に公をもてかへられたり、

〔倭訓栞前編四十二〕わけ 上古の名に別といへるもの多し、わかれて始祖となれるをいふ成べ

し、釋に嫡子繼之、庶子封諸侯王、故曰別、と見えたり、

〔姓序考〕公

公姓は舊は君と云ひしを、天平寶字三年冬十月辛丑天下諸姓、著君字者、換以公字とみえしより公字を用ること、なれり、公は伎美と訓べし、舊は諸國處々にありて、其地に公として治めし人を云り、さるから皇子達に諸國を賜へるに此姓を負へるが多く、公姓なるは地號をもて氏とせしもの多し、古事記中に皇子達に君姓をいへるもの三十九氏なるに、みな地號を以て氏とせられし也、天武朝廷の詔に、八色姓を改定め給ひしとき、近き皇族なる君姓の氏々には、真人姓及朝臣姓等賜へりしかども、なほ姓氏錄皇別に、公姓の氏々三十六氏あり、君姓はここに出て國史にも云れしことはみえねど、太古はいと重きものにせられしなへに、古事記中には、皇子達に多くこの姓見えたり、其國に在ては、ここにいきほひありしものにやありけん、筑紫君石井筑紫君本紀等に其こと委にみえたりのを、しかりしさまは繼體紀にみゆ、今現に其墓地ありて、上古のなごりの知らるゝは、其圖をみても強大さまのよくみゆるをや、故思ふに、諸國の君は、其地地を標て、心のまゝにことを行ひたりしものならむ、されば君はしも、姓ながら官にたぐひたるもの也、公姓より以下の姓は、みな姓ながら官にたぐひせしものごもなれば、太古の官名のやがて姓になりしとやいふべき、決た、へなにはあらじ、略○中 公姓につきて、太古には別姓ありき、その正しくものにみえしは、孝德紀に、別、臣、連、伴、造、國、造、村、首、又古事記中卷日代宮の段に、國々之國造、亦和氣及稻置縣主とみゆ、師のいはれしは、別は國造稻置などの類にて、諸國處々にありて、上